

令和 2 年

七ヶ浜町議会会議録

11月会議	11月5日	開 会
	11月5日	閉 会

七ヶ浜町議会

令和 2 年 11 月 5 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 11 月会議会議録

（第 1 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会11月会議会議録第1号

令和2年11月5日（木曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
9番	渡邊淳君	10番	遠藤久和君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（13番） 佐藤衛君

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	斎藤重俊君
教育長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	鈴木雅浩君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子克也君
同書記	米本哲也君

---

議事日程 第1号

令和2年11月5日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会議日程の決定
  - 日程第 3 議案第53号 財産の取得について「令和2年度七ヶ浜町立小中学校教育用  
タブレット端末一式」
  - 日程第 4 議案第54号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第53号 財産の取得について「令和2年度七ヶ浜町立小中学校教育用  
タブレット端末一式」
- 日程第 4 議案第54号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日、11月5日は休会の日ですが、議事の都合により令和2年七ヶ浜町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番仁田秀和議員、4番木村 稔議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和2年七ヶ浜町議会定例会11月会議の日程は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、11月会議の日程は、本日1日間と決しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、10月5日、令和2年第3回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催され、組合議員であります安倍敏彦議員、遠藤久和議員が出席をしております。

次に、10月8日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が開催され、私が出席をし、令和2年度一般会計補正予算等について審議しております。

次に、10月15日、令和2年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります仁田秀和議員、佐藤壮一議員が出席をしております。

次に、9月29日、10月26日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

なお、本日の会議に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君）　ここで寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君）　おはようございます。

令和2年定例会11月会議に御提案いたしました議案について御説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案の詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

まず、議案第53号の財産の取得については地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町内小中学校教育用タブレット端末一式を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号は一般会計補正予算であります。

補正の額は2,362万2,000円の減額で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ113億2,916万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、汐見小学校体育館トイレ改修事業、町社会福祉協議会補助金、長須賀多目的広場整備工事に伴う不動産登記業務委託、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う事業中止等による当初予算計上事業の整理等でございます。

主な財源としましては地方交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校施設環境改善交付金、東日本大震災復興交付金、基金繰入金、そして地方債等を充てております。また、地方債補正を1件計上しております。

以上、提案いたしました議案について説明をいたしました。慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

---

日程第3 議案第53号 財産の取得について「令和2年度七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式」

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第53号財産の取得について「令和2年度七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第53号財産の取得について説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

今回の財産の取得につきましては、令和2年度一般会計予算において令和2年度七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式を取得しようとするものであります。

購入方法につきましては一般競争入札で、富士通 J a p a n 株式会社東北支社が落札し、端末設定委託料を含み5,486万8,000円で、現在物品売買仮契約を結んでいるところです。購入台数につきましては小中学校合わせて1,136台で、初期設定費用やキーボードなどが附属されます。なお、納入期限は令和3年3月19日までとなっております。

また、議案参考資料として入札調書を付しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 3点お願いします。

1点目は耐用年数とソフトのアップデートに対応できなくなった場合の処分方法、要は廃棄か売却するかとかそういったのはいけますか。

○議長（岡崎正憲君） 契約の案件でございますので内容については控えてください。

○2番（小林倫明君） では、耐用年数だけお願いします。

2点目は授業中とかに壊れた場合とかそういったときの予備機とかの個数が入っているかどうか。

3点目は家庭だのに持ち出したときの壊れた場合とかの保証とかというのはこれは関係ないですもんね。すみません。では、2点でお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 2点、耐用年数の件と予備機の件だけお答えいただければ。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） それでは私のほうから御回答いたします。

まず耐用年数でございますが、一般的には7年程度と認識しております。ただし、今回のタブレットについてはできるだけ使用していきたいと現在のところは考えております。予備機の

件につきましては、現在予備機はございません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 議案第53号財産の取得について、12番日本共産党の歌川です。反対の立場で討論いたします。

反対の主な理由については、9月議会の議案第47号で述べました。情報通信技術を活用した教育は将来必要とされることになるかもしれないが、今求められる学校教育は一人一人の子供に対面で寄り添うことではないでしょうか。このことを述べました。今回の新型コロナウイルス感染症に対応した学校及び学級運営ができることは文部省が既に示した新しい生活様式を踏まえた行動基準でのレベル2、3で対応できる20人程度の学級の実現実施こそが必要であることを求めるものであります。さきの10月28、29日両日に文部科学省大臣の諮問機関の中央教育審議会の特別部会での関係団体21団体中10団体が少人数学級の必要性を言及し、また、政府が今進めている学校教育におけるデジタル化には多くの懸念があるとも言及しております。ましてや、町においてもオンライン通信教育で何ら教育環境整備等がされていない状況の下での財産取得は拙速、時期尚早であることから反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 賛成討論、ございませんか。渡邊 淳議員。

○9番（渡邊 淳君） 議案第53号、賛成の立場で討論します。

今現在、社会的にICT普及ということではなくてはならない、要は昔で言う鉛筆とか紙という内容のものと同じものを今回普及させないと手遅れになるという事態になりますので、今回の導入については賛成いたします。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第54号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第54号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

第1条として既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,362万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億2,916万3,000円に定めようとするものであります。

第2条では地方債の追加であります。

5ページをお開きください。

第2表につきましては地方債の追加1件であります。

汐見小学校体育館トイレ改修事業で、学校施設環境改善交付金の決定を受けて地方負担分はこの地方債を充てるものであります。事業に対する充当率としましては補助対象事業費の国庫補助を除いた分の100%となっております。

次に、今回補正する主なものとしましては新型コロナウイルス感染症に伴う当初予算計上事業の整理、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の追加及び完了分の整理でございます。

次に、長須賀多目的広場整備工事に伴う不動産合筆登記業務、次に町社会福祉協議会補助金の追加、汐見小学校体育館トイレ改修工事などであります。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税100万円につきましては震災復興特別交付税で、多目的広場の合筆等業務委託の財源となるものであります。

14款1項1目総務使用料170万円の減額につきましては、感染拡大防止による休館とコロナ禍で国際村の施設利用数が減少したことによるものであります。

15款2項1目総務費国庫補助金70万1,000円につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。新たに塩釜地区広域行政連絡協議会連携事業の追加と完了した事業の事業費確定に伴う財源の整理などあります。

9ページをお開きください。

5目教育費国庫補助金427万7,000円のうち405万1,000円が学校施設環境改善交付金で、汐見

小学校体育館トイレ改修事業に充てる交付金であります。

16款2項2目民生費県補助金130万4,000円の減額のうち被災した子供の健康、生活対策等総合支援事業費補助金の減額164万8,000円、こちらにつきましてはこの補助金を充てて開催予定であったすまいるフェスタ、それから地区民合同運動会などの中止による減額であります。7目教育費県補助金184万5,000円につきましてはスクールサポートスタッフ配置事業分への追加であります。

17款2項財産売払収入233万7,000円の減額につきましては学校給食費徴収金について、学校休校などによる給食提供数の減によるものであります。

19款2項1目財政調整基金繰入金1,356万円の減額は、当初予定していた事業がコロナ禍で中止をせざるを得なくなったり縮小することによる財源の調整であります。2目グローバル人材育成基金繰入金1,200万円の減額につきましては姉妹都市プリマス交流事業費、400周年記念事業への参加が取りやめとなったことによるものであります。

10ページになります。

5目東日本大震災復興基金繰入金700万円の減額につきましては、菖蒲田海水浴場海開き事業補助金の財源でしたが中止により減額するものであります。6目東日本大震災復興交付金基金繰入金400万円につきましては長須賀多目的広場の合筆登記業務の財源として充てるものであります。

21款4項3目雑入352万8,000円の減額につきましては、姉妹都市プリマス400周年記念事業の中止により一般財団法人自治体国際化協会からの補助金を減額するものであります。

22款1項7目教育債580万円は汐見小学校体育館トイレ改修事業に充てるものであります。

次に11ページをお開きください。

歳出について主要な部分を説明いたします。

2款1項1目一般管理費150万7,000円の減額につきましては、事業が中止になったことにより予定していた会計年度任用職員の報酬や中止となった会議等の職員旅費を減額するものであります。

2款6項2目国際交流費2,415万円の減額につきましては、プリマス町訪問団事業400周年記念祝賀会などの中止により関係する費用を減額するものであります。

14ページをお開きください。

7目震災復興推進事業費500万円につきましては、長須賀多目的広場の面積6万6,295平方メートル、筆数221筆分の合筆登記業務委託料であります。8目震災復興基金事業費700万円の減

額につきましては中止となった菖蒲田海水浴場海開き事業に対する補助金を減額するものであります。10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費424万8,000円の減額につきましては、新たに追加する塩釜地区二市三町の広域行政連絡協議会で行う高校生就職支援事業及びふるさとの魅力でんこ盛り事業で、そのほかは既存事業の完了による減額や事業の整理による科目間の調整などであります。

16ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費773万6,000円につきましては町社会福祉協議会に委託していた各種被災者支援事業等で消費税課税事業となる事業があることが判明したことから、消費税分について過去5年間分を町社会福祉協議会へ補填するものであります。

こちらについて詳しく説明したいと思います。まず、消費税が課税されないものとしまして非課税、それから不課税、免税、この3つがあります。今回の各種被災者支援事業につきましては町と社会福祉協議会双方が震災後の緊急雇用等の社会政策的な配慮による非課税事業として認識しておりました。そのため、消費税を含めないで契約しておりました。しかし、令和元年度、昨年です。会計検査において消費税課税事業ではないかとの疑義がありました。これをもって社会福祉協議会側で国税に相談し、相談した8か月後に課税事業であるとの見解を得て即座に社会福祉協議会で納税を済ませたところであります。消費税の納税につきましては受注者である社会福祉協議会が納税義務者となること及びその納付される消費税の原資となるものは消費者側が支払いすることとなります。今回の場合につきましては役務の提供を受けた発注者である町側が消費者であること、それと契約書の第1条総則第11項のこの契約につきましては日本国の法令に準拠するもの、それから契約書の第25条業務委託料の変更方法等で第3項にこの契約書の規定により受注者が増加費用を必要とした場合または損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については発注者と受注者とが協議して定める、この条項により双方協議して決定したものであります。

次に、第2項7目子育て支援センター運営費85万円の減額につきましてはすまいるフェスタの中止による減額であります。

17ページをお開きください。

8目放課後児童健全育成事業費95万4,000円につきましては、学校休校に伴い指定管理料へ開館時間の延長分を追加するものであります。

4款1項保健衛生費の合計35万2,000円の減額につきましては、各種乳幼児検診等の一部中止などによる委託料等の減額及び新型コロナウイルス感染症対策事業分で消耗品の追加などで

あります。

18ページになります。

7款1項1目商工振興費の18節負担金補助及び交付金250万円の減額につきましては、産業祭り補助金及び地場産品等を活用した健康増進事業補助金の減額で、事業の中止によるものであります。3目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費202万1,000円の減額につきましては、事業が完了した飲食・サービス業等応援クーポン券支給事業を整理するものであります。

20ページをお開きください。

10款2項1目学校管理費1,392万2,000円につきましては、汐見小学校体育館トイレ改修工事の工事請負費設計及び管理業務委託料などであります。2目教育振興費108万3,000円の減額につきましては、中止となった小学校地区民合同大運動会の経費分を減額するものであります。

次に23ページをお開きください。

5項1目保健体育総務費177万7,000円の減額につきましては、各種スポーツ大会等の中止による減額であります。4目学校給食費233万7,000円の減額につきましては、学校休校による給食数の減に伴い給食用賄い材料代を減額するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 5点あります。

○議長（岡崎正憲君） 3点、最初にお願いします。

○7番（安倍敏彦君） 16ページ、3款1項1目18節の負担金補助金及び交付金について御質問いたします。10月29日に議員全員協議会で担当課長から東日本大震災以降社会福祉協議会に委託した各種被災者支援事業について担当課から位置、経緯に町社会福祉協議会の対応、3番、町の対応ということで皆さんその資料をお持ちですか。

○議長（岡崎正憲君） まず、聞きたいことを先にお願いたします。

○7番（安倍敏彦君） もしなければここで読み上げたいと思いますけれども。この資料の確認です。

○議長（岡崎正憲君） 持っていることを前提にお願いします。

○7番（安倍敏彦君） 分かりました。それでは10月29日にその質疑の中で社会福祉協議会が契約の提携をしている被災者支援訪問活動事業について当局から当初の委託については仮設住宅の訪問や支援であり、そちらは非課税事業であった。了解済みと多分どこかのところに確認したと思います。仮設住宅から自立や災害公営住宅に移った時点で町は事業としての内容は変わ

らないので非課税であると思ってとの答弁でした。そこで私も社会福祉協会のホームページを見て貸借対照表などを見せていただきました。そこで3点の質問ですけれども、同じような事業でアクアゆめクラブの応急仮設住宅者支援業務委託事業と社協と同様の事業内容と説明がありましたけれども、アクアゆめクラブでは契約は消費税は含まれると思い質問いたしました。その質問に対しては後日確認して回答するということでしたが、その回答が11月2日に町からゆめクラブのこの事業については消費税は含まれておりますということの回答でした。そこでアクアゆめクラブは23年からそういった被災者訪問活動を同じように仮設住宅住居者の見守りをやっていたところで、担当課が総務課、次に地域福祉課、次に健康増進課がそれぞれ年度ごとに消費税と含めて契約を結んでおりました。その被災者支援訪問活動に対してどちらもゆめクラブも非課税の業者です。なぜ社協に消費税を除いた額で契約を締結したのか再度質問いたします。

2番目、令和2年度から始まった高齢者配食サービス事業委託料1,650万円と今回の被災者支援訪問活動事業や災害公営住宅入居被災者見守りは消費税込みで今年度の令和2年度は予算を計上しているという説明がありました。私も貸借対照表を見ながら過去の遡って調べてみたところ、被災者支援訪問活動事業30年度の予算は1,701万3,000円、実績は1万7,000円、1万2,000円、31年度は1,698万9,000円、実績は1,698万8,000円、令和2年度の予算はほぼ31年度と同額の1,698万4,000円です。また、災害公営入居被災者見守り事業については30年度の予算は308万4,000円、実績は同額の308万4,000円、31年は311万8,000円、実績は同額の311万8,000円でした。これも令和2年度の予算についてはほぼ同じの同額が予算計上されているということでした。これらのことを見る限り、令和2年度の社協さんの消費税負担額が多分200万円この中から払うことになると思います、この予算計上では。したがって、社会協議さんの事業がマイナス200万円ということは事業が成立しなくなされると予想されます。したがって、改めて今回の補正予算に追加計上することをするつもりがないかを伺いたいと思います。

3つ目、なぜこの3番目ですけれども、なぜ社会福祉協議会さんの流動資産の中に現金ほかで1,980万円ありますけれども、その令和2年8月24日に特定積立金の社会福祉振興基金から773万5,000円納付された。普通ですとそういった流動資産の現預金約2,000万円ほどありますからその中で払うのが基本かと思いますが、その辺の支払いを伺います。

○議長（岡崎正憲君） 3点ございます。まず1点目の回答をお願いしますが、長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 1点目、御質問、なぜ消費税を含めない契約をしたのかということによろしかったですね。その当時に、平成24年なんですけれども、国から復興事業、この

場合は緊急雇用創出基金事業のことにに関して厚労省から通達がありまして、簡単に結論を言いますと免税事業者には消費税を含まないで契約しろという通達が来しました。要するに会計検査的には免税事業者に対して消費税を払う部分は、結局消費税その分払わなくていい消費税分を払うということですので、その分を含めないで契約したということでございます。なので、国の通達に従って免税事業者である当時町社協に対しては消費税を含めない契約をしたということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 2点目、お願いします。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 2点目の今回の補正とは直接関係ないんですけれども、社協に委託している被災者訪問事業の部分の元年度と2年度の部分で消費税の扱いの話だと思いますが、具体的な内容で説明をさせていただきます。

まず平成元年度の部分、これは消費税含めておりません。その分につきましては契約額が1,698万8,000円で契約をしております。令和2年度については、契約ベースになります。令和2年度は1,609万9,767円、この中には消費税が含まれております。内額になります。内額の消費税につきましては146万3,615円が含まれておりますので、その分が消費税分を社協が自腹で払っているとかそういうことではなく、消費税込みの契約をしているということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目ですが、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 社協さんの基金ということだと思いますけれども、基金の積立てについては伺っているところでは寄附とかあったものを基金として積み上げている。突発的なものがあればそちらでというそういうお話を聞いております。ただ、社協さんの部分なので詳細についてはこちらでは把握しておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 消費税が免税というところで契約に消費税は入れなかった。そうすると、そういった非課税……。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、1問目ですね。どうぞ。

○7番（安倍敏彦君） 1問目です。それではその対比アクアゆめクラブはそういったのを調べて課税事業ということで23年度から仮設住宅の名簿についてはそういった認識で消費税をかけたのかということ。

○議長（岡崎正憲君） 今の、質疑として聞いたんですね。副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） 消費税の解釈につきましては、ちょっとこの契約については当初担当

課が複数にわたっておりました。消費税の解釈については片方は厚労省からの通達でもって判断した、片方は事業そのものがどうなんだろうということで判断したということで、確かに統一性を欠いたという判断だったと私らは今反省をしております。その当時、もう少し突っ込んで調べて対応していればこういったことにはならなかったと思いますけれども、厚労省の通達ということに重きを置いてしまったということが事実でございますので、その辺については反省したいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 1問目は分かりました。

次、2番目。確かに平成元年、そのときは消費税は含まれていなかった。したがって、今回補正します。令和2年度は金額が同じで、確かに見積もりは消費税を除いた額で契約はしたと思います。でも、一般的に見たら同じ事業で同じ額で、同じ額ですよ。そしたら幾ら契約がやっても普通は減額するのではなくプラスするのが本当の考え方ではないかとは思いますが。それを減額するということがどうなのかと思いますけれども、消費税含まれるというのは分かりました。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） これは全く同じ内容を消費税込みにして安くしたということではなく、この事業については被災者の訪問活動をやっている事業でございます。その中でそれぞれ4月時点の対象の人数になるんですけれども、訪問する対象人数なんですが、令和元年度については312人いました。令和2年については287人ということでございます。これは中身に関しましては元年度は支援員が7人で見えておまして、令和2年度については6人になりました。それは対象者の減とかいろいろな雇用の調整も含めましてそれも双方で町は発注しているわけなんですけれども、調整した上でそうしたということなので、たまたま消費税がかかったから抑え込んだとかそういうことではなく、内容に応じて必要な予算を要求させていただいたということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうすると、1人分の人件費が約200万円ほど減らしたということでした。解していいですか。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） それぞれの内訳がございまして、単純にその人件費分ということではないんですが、一番大きな要因としてはその部分が一番大きな要因ということでご

ざいます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。3問目。

○7番（安倍敏彦君） 3問目です。要するに、先ほど社会福祉協議会の支払い方ということでした。一般的に考えればある程度そういった特定の積立金ではなくそういう余禄、預金残というんですかそういったものがあれば普通ならば流動資産から払うべきだと思うので、御指導する気はあるかどうか確認させてください。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私から答弁を申し上げたいと思います。

本来、議員さんがおっしゃるように剰余金で払うのが本来でしょうという意見については、それは私も納得しているところでございます。ただ、現金預金の中にそういった基金の分が入っているかどうかというのがまだ確認が取れておりませんので、この辺も併せて確認をした上で指導、そういったものをしていきたいと思います。ただ、別団体でありますので私が指導という言葉を使っていいのかどうなのか分かりませんが、その辺につきましては意見を一緒にさせたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 6点ほど質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 3問、お願いします。

○12番（歌川 渡君） まず歳入から2点と歳出で1点、説明を求めたいと思います。

8ページの款15国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の節区分2企画費補助金の中の70万1,000円について伺いたと思います。要するに、ここの中で説明では事業整理に伴う金額だということの説明がありました。改めてこの事業整理に伴う各事業の増減額とそれぞれの11事業の最終的事業費について説明を求めたいと思います。

2点目、次ページ。9ページ、款17財産収入項2財産売払収入5目学校給食費徴収金の中の節区分同じく学校給食徴収金のマイナス233万7,000円について伺います。それぞれ小中学校と教職員の減額がされております。そこで何日分で何食分なのか、それぞれ説明を求めたいと思います。

3点目、歳出のほうです。残りの3点については項目が1つになっておりますので飛ばさせていただきます。20ページ、款10教育費項2小学校費目1学校管理費の節区分14工事請負費の1,100万円の建設工事についてであります。汐見小学校体育館トイレ改修工事ということでありました。具体的に工事内容について説明を求めたいと、説明とあとこの工事に係る工事図面



について提出を要求したいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1 問目、政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） それでは議案書の 8 ページ、15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金、節が 2 節の企画費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各事業の増減額、補正額と充当額について説明をさせていただきます。1,000 円単位ですので、説明させていただきます。

まず新型コロナウイルス感染症防止協力金交付金事業、補正額がゼロ、充当額が三角 27、2 万 7,000 円の減です。続いて飲食サービス業等応援クーポン券支給事業、補正予算額が三角 2021、202 万 1,000 円の減、充当額が三角 2,100、210 万円の減です。続いて独り親世帯歳出予算額が三角 334、33 万 4,000 円の減、充当額が三角 150、15 万円の減でございます。続いて広域行政内企業高校生、補正予算額が 1106、110 万 6,000 円です。充当額が 800、80 万円です。続いて塩釜地区広域内行政連絡協議会、こちらが補正予算額が 2273、227 万 3,000 円、充当額が 2200、220 万円。続きまして小中学校衛生用品、こちらについては補正予算額がありません、ゼロです。充当額が 1600、160 万円です。続いて必需物品供給事業、こちらは補正予算額三角 4476、447 万 6,000 円の減、充当額が三角 4300、430 万円の減でございます。続いて社会システム維持、こちらは補正予算額が 44、4 万 4,000 円、充当額が 370、37 万円でございます。海水浴場感染拡大防止、こちら補正予算額が三角 422、42 万 2,000 円の減、充当額が 2100、210 万円。スクールサポートスタッフ、補正予算額がございません、ゼロです。充当額が三角 1800、180 万円の減、公共施設感染拡大防止事業、補正予算額が三角 2329、232 万 9,000 円の減、充当額が三角 480、48 万円の減でございます。最後に災害避難所でございますが、補正予算額はゼロ、ございません。充当額が 2488、248 万 8,000 円、充当額の合計が 70 万 1,000 円でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2 問目、学校給食の内容につきまして教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） それでは 233 万 7,000 円の内訳でございますけれども、まず小学校・中学校、あと給食センターの職員等、給食センターではない、委託者等のあとその他の給食の提供に基づく減額が入っております。小学校につきましては 7 日分の減額でございます、合計で 181 万 9,125 円、小学校につきましては 7 日分で 181 万 9,125 円でございます。中学校につきましては 2 日分でございます、マイナス 36 万 4,980 円でございます。そしてその他の分としまして 19 日分として 12 万 5,400 円でございます。19 日分のマイナスで 12 万 5,400 円でございます。こちらの減額につきましては基本的には 4 月、5 月の休校中の給食費の減額でございますが、その後、10 月と 7 月の末に補習授業 7 日分だったり、あと秋休みの 3 日分だったり、相殺

した金額として以上の日にち、以上の金額で減額したものでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、トイレの関係をお願いします。

○教育総務課長（佐藤浩明君） すみません。3問目でございますが、20ページの工事汐見小トイレの工事でございます。工事の内容につきましては大きくはまずは和式トイレを洋式トイレに変更する工事でございます。あと、床については今タイル磁器で水をばっとぶっかけて掃除するような床でございますが、一般的な役場内のトイレと同様にビニール貼りの床にする工事でございます。あとは図面の提出ということでございますが、今回改めて工事の実施設計を予算化させてもらっておりまして、改めて実施設計を行う予定でございますので、簡易なものということであればございますが、その辺の提出につきましては改めて提供できるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。1問目。

○12番（歌川 渡君） まず第1点目については了解いたしました。

第2点目と給食費についてであります。私の質問そのものは何日分で何食分かということまで質問ですので、その点、追加で1点を説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 何食分かにつきましては合計で3,862食でございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、その3,862食の小中、教師を含むその他についての内訳を再度説明求めます。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 少々お待ちください。食数につきましては……。

○議長（岡崎正憲君） 課長、もし計算等かかるようでしたら後刻答弁いただいても結構ですが。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 今すぐ計算できませんので、御了承いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて数字的なものをメモでも結構ですので提出を求めて次の質問に移ります。

3点目、20ページであります。工事請負費であります。内容についてはそういう説明でありました。図面の提出、普通はこういうのは提出が当たり前で参考資料として図面の提出をし

なかったことを申し訳なかったという当局の答弁で普通はあるべきかと思っていたんですけども、検討しなければならないほどの資料として理解していいのかどうか。その点、町長または副町長、お願いします。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私のほうから、教育委員会の話ですけども私のほうから答弁させていただきたいと思います。図面については概略の図面でいいということであれば提供できるかと思しますので、その辺は後ほど出させてさせていただきたいと思しますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 大変失礼しました。本来ならば教育長に答弁を求めなければならないことで、大変失礼しました。

続いていいですか。それとも。

○議長（岡崎正憲君） 一応3問で区切ってください。

まだ恐らく質疑があると思しますので、ここで暫時休憩させていただきます。再開、11時10分とさせていただきます。

午前10時57分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

再開いたしますが、皆様にお願ひがあります。質疑に当たりましては質疑に徹していただきまして、明確に簡潔にまとめていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点でございます。

16ページの安倍議員の質疑がありました3款1項1目社会福祉総務費について伺います。先般の全協での説明では社協からの要望があったということでございました。先ほどの説明で協議されたということでございますけれども、その際、社協からの補正依頼というものはあったのかどうか伺いたしたいと思います、補正依頼。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私から答弁をしたいと思います。

補正という実的な依頼ということではありませんけれども、当然3役がそろって来まして

消費税について考慮いただけないかという話がありましたので、当然補正なり何なりということと考えてくれないかと私は理解をしておりました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） そのように理解されたということでございますけれども、全協におきましては今後国の補正もあり得る、可能性があるという説明もありました。コロナ禍で町民としても生活困窮されている方も少なくない状況では国の補助も見きわめてからでも対応は遅くないのではないかと思いますけれども、そういった意味では今の時点で補正となると理解が難しいところもあります。社協に委託している社会福祉事業に影響が出る可能性があるかと判断されたとなると理解せざるを得ないとも考えます。その辺について、再度説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは答弁をさせていただきたいと思います。

当然ながら、剰余金については私の理解としては剰余金につきましてはさほどないと理解をしておりました。それで基金のほうからということで支出をしておるということと考えますと、早いうちに補填をしないと今後の資金繰りに大変になるのではないかとということで町長と私理解しまして、応じるかということになったわけでございます。そういうことで、今回にさせていただきたい。近々理事会とかそういったものがあるのではないかと思いますので、そういった人たちに不安を抱かせないようにということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 理解しました。先ほども申し上げましたように、国の補助が考えられるということなので、その辺も十分にアンテナを伸ばして調査していただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） すみません。国の補助については私答弁しないでしまったので、当然ながら国の補助が確定した段階でそういったことをするという、この点につきましては当然町としては当然でございます。財源を確保してからというのが当然でございますけれども、科目を設定しておかないとなかなか国に要望を出す際につきましてもあったほうが良いという判断でございましたので、今回そういった補正をさせていただいたということでございます。御理解をいただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですね。ほかに質疑ございますか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 3問ございます。

○議長（岡崎正憲君） 3問、お願いします。

○5番（熊谷明美君） 3問とも同じ質問でございます。まず減額の理由をお伺いしたいと思います。

1問目が14ページ、2款総務費10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の節区分が10の需用費でございます。長寿社会課の高齢者マスク購入代を減額されております。573万7,000円、こちらの減額の理由を伺いたいと思います。

それから2問目でございます。2問目は次のページの15ページ、節区分が17、総務課の公共施設等用品購入代を減額されております。235万3,000円です。これの減額の理由をお伺いたします。

それから3点目でございます。ページ数は18ページでございます。18ページの7款商工費、目が3目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費の中の節区分が18飲食サービス等応援クーポン券でございますが、こちらが193万5,000円の減額になっております。この減額の理由を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 3問のうち1問目、マスク関係です。これは長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 予算書、議案書の14ページのマスクの減額の理由でございますが、こちらは3,400枚入りのほうで発注、競争ということでやった結果、金額が416万2,000円ほどになりましたのでその差金分を減額させていただいたということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、15ページです。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 2問目でございます。こちらについても同じでございます、学校と公共施設にAIの顔認証で体温を測る機器を購入いたしました、その入札差金が出ましてその金額でございます。

○議長（岡崎正憲君） 3問、クーポンは産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 3問目の質問にお答えいたします。

この事業につきましては多賀城市と共同での事業で行ってりましたが、最終的に使用されたクーポンの枚数が2万4,329枚です。最初に多賀城市との世帯割で案分してありまして七ヶ浜の持ち分が20%ということで取決めしてありまして、全枚数からこの20%を掛けますと4,865枚分、金額にしますと486万5,000円、こちらを最終的に補助しております。残分については今回補正で減額させていただいております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、再質問をさせていただきます。

まず高齢者のマスクですが、入札差金ということでございました。これは入札ということだったんですけども、これはマスクは消耗品でありますし新型コロナウイルスはそこで完全になくなるということではなかったわけです。これで差金がこのぐらいの金額が出るということは見積もりを誤ったのではないかと思うんですけども、もう少し多めにまた追加で購入をして高齢者に配付するという考えはなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 予算の積算の時点での部分ですので、その当時、まだ金額が、単価が高かったという部分があります。今回余った予算で追加購入したらどうかということだと思いますけれども、今回いろいろな事業について全て精査して整理しております。その中で、今後まだ必要になるものというのを今後の補正予算等々で対応したいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、2問目でございます。こちら入札差金ということで金額的に235万3,000円ということでございましたけれども、同じようなことを聞きますけれども、もう少し差金が出ないような形での見積もりというか購入するものを考えなかったかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 先ほどの質問と同じだと思いますけれども、予算の積算の時点ではこういったものが需要がかなりありまして、当然金額的に高い値段で相場が動いておりました。ただ、実際購入するに当たって競争という形をとりましたのでそういった部分で差金が出てきたということになります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、最後の3問目でございます。こちらは飲食の応援クーポンということでございますので、消費者の方々、住民の方々が満遍なくこういうものを行っているということを周知することが大事と思うんです。期間も私感覚としては短かったのではないかと思いますけれども、この辺、もっと皆さんに周知させるべきではなかったのではないかと。そして、またこのぐらいの減額の金額がそういうことをしていれば出てこなかったのではないかと思いますけれども、当局の考えはどうだったか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） まず周知の点なんですけれども、これは1世帯について、1世帯ずつ使える店の広告と一緒に全部郵送で配付しております。その時点で中身を開けていただければどういう趣旨のものかはおわかりいただけたと思うんですけれども、あと、広報等でもお知らせはしてありましたし、何で使われなかったのかという御質問なんですけれども、恐らくなくしてしまったのかなというのも多々あると思うんです。あと、1,000円の商品券でございまずので使い忘れも当然あるかと思えますけれども、そういった理由で当初よりも大分少なくなってしまったのではないかと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私たちも補正予算を組んだときにそれで賛成したわけですからあれなんですけれども、1,000円というお金もなくしたというのはあれなんですけれども、大事に使っていただければと思ったんですけれども、書面とか封筒とかそれぞれの世帯にあげたという、お送りしたということとございまずけれども、今後いろいろな応援とか支援をする上でそれで終わりかということとまた違うことだと思いますので、周知の仕方、それから町でこういう事業を皆さんのためにやっていますということとをうまくホームページとかそれから期間がもう終わりになりますとかそのようなことを近くになったら皆さんにお知らせするとかそのような工夫はすべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 全くおっしゃるとおりでございまして、私どもも最終的な広報といえますかそういったものも考えたんですけれども、結局広報等しかなか、ホームページもあるんですけれどもそういった手段しかなか見つからなかったというのが現状でございまして、また、1世帯1世帯に本当に使いましたかということで封書で送るわけにもいきませんので、その辺のところについてはまた勉強させていただきたいと思えます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 前者の質問とかぶるんですが、16ページ、3款1項1目18節町社協への補助金への追加なんです、こちらの事業は当初から非課税事業との認識だったとの回答だったと思うんですが、当時NPO法人等の契約の際に消費税を計上していたということで当時から課税事業として町で認識していたのではないかと思うのですが、そちらの説明をお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 安倍議員さんの1問目の回答と同じになりますが、免税事業者

のほうには消費税を支払わないというルールになっています、課税事業かにかかわらず。そういうことですので、免税事業者ということでしたので消費税分は含めないで契約をしたということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員、よろしいですか。もしあれでしたら。副町長、補足をお願いします。

○副町長（平山良一君） それでは私から補足の説明をさせていただきます。確かにきちんと調べればその当時認識できたのではないかという指摘ではないかと思うんですけれども、その当時は厚労省からの通知に頼ってしまったということで、認識が消費税かかるんだろうかという疑問は持ちましたけれどもその当時は消費税かからないんだという理解になってしまいました。もう少し突っ込んで考えれば認識できたかもしれませんが、当時の担当としては非課税事業だと思って事務処理をしてしまったということでございます。よろしく理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員。

○2番（小林倫明君） ちょっとよく分からないんですが、当時ゆめクラブとの契約に関しては消費税を計上して契約していたということでは間違いはないのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） ゆめクラブですか。いいですか、副町長。

○副町長（平山良一君） ゆめクラブの場合には附属書類として課税業者か非課税業者か、そういったものも書類も取ってそちらも確認した上でということで、ゆめクラブの場合には課税業者だということで消費税を、ただ、このあれが課税業者だということで消費税を支払ったということで、それから社協さんにつきましては非課税業者だという、業者という失礼な言い方ですけれども、団体だということでそういった書類を頂いて消費税を賦課しなかった、足さなかったということでございますので、御理解いただきたい。同じ事業で何で違うんだと疑いという疑問は持つんだろうと思いますけれども、そういった相手方とかいろいろなことによって同じ事業でもかかったりかからなかったりそういったものがあるということは御理解いただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 3回目として。

○2番（小林倫明君） 確認なんですが、相手方が課税事業者……。

○議長（岡崎正憲君） 質疑にしてください、確認ではなく。

○2番（小林倫明君） 課税事業者の場合は非課税事業者でも消費税というのは払うものなのでしょうか。要は、相手方が課税業者の場合、非課税事業としても消費税を支払うような契約に



なるのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。副町長。

○副町長（平山良一君） その場合には消費税はかかりません、非課税事業でございますから。ただ、安倍議員にも私答弁申し上げましたとおり、同じ事業で、あるいはそういった事業であれば両方同じように考えるべきではないかということはあるかもしれませんが、担当が違っていたために解釈が違ってしまったということがございますので、その辺については税法上は解釈は議員おっしゃるとおりでございますけれども事務的な対応においては違った対応をしてしまったということがございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。渡邊 淳議員。

○9番（渡邊 淳君） 2点です。

1つは20ページの先ほどの歌川議員からの学校管理費委託料でございます。先ほどの歌川議員に対しての説明も今図面等いろいろあると思いますが、ざっと見ますと工事費が1,100万円、それから設計管理が300万円ということになります。これは今から入札で一般公募ではなく指名競争入札で行われると捉えてよろしいのでしょうか。それが1点です。

それからもう1点は16ページ、先ほどから社会福祉総務費の中でいろいろ議論されておりますが、この中で3点伺いたいと思います。よろしいですね。本来、先ほど消費税を支払うに際しいろいろな基金からという説明がございました。本来であればこの基金というものの目的というものは何だったのか。これは何か寄附なのかどういふものなのか説明が余り詳しく入ってなかったんですが、本来の寄附の基金の目的を何だったのかというのが1つです。いいですか。

○議長（岡崎正憲君） いや。社協の内容の基金の内容まで今お聞きになったのかと。

○9番（渡邊 淳君） そうです。これは一応説明の中で支払う先が基金を崩してという内容の説明だったので伺うものでございます。要は、使途がはっきりしているものの中に別の用途で使われるというのを伺うものでございますので、そういった意味では御理解いただきたいと思っております。よろしいですか。

それから2点目で社協さんと行政のほうは人事交流があると思っております。言葉を汚く言えば天下りという方式でやっているのではないかと。その中に先ほどから伺うように非常に複雑な税制制度の中にチェック機能というものはなかなか働かなかったと判断してよろしいのか。何のために天下り先があつて、そういうふうに対する契約の中に監視管理機能が生まれるような格好で恐らく天下りというものが生まれているはずなんです。その監視機能というのが

働かなかったと理解していいのだろうか。

それから最後に今後社協のてこ入れの方法はどうするかということなのですが、税理士とか会計士とかいろいろあるんでしょうけれども、その辺の指導というものを伺うものです。以上、3点でございます。いいですか。

○議長（岡崎正憲君） そうしましたら、1問目、トイレの関係。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 1点目の質問ですけれども、これから契約になる部分です。こちらにつきましては指名委員会でどういう入札方法になるのかというのをこれから決めるような形、1,000万円を超える部分ではありますので基本的には一般競争入札という形になるかと思いません。

設計委託とか業務管理のほう、こちらにつきましては金額が1,000万円以下ですので指名競争入札というのが、ちょっと金額は違いますけれどもこの金額ですと指名競争入札というのが原則という形になります。最終的には指名委員会で決定するという形になります。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、社協関係の分ですが、まず基金の兼ね合いから。副町長、基金の関係、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 2点目の社協さんの基金の目的とかということですが、先ほども言いましたように、その目的についてはこちらで詳細について知り得ておりません。ただ、言えることは社協さんの手持ち資金で即座に消費税を支払ったというそこですので、それに対して補填したということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2つ目の、副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは人事交流について、私から答弁をさせていただきたいと思えます。確かに町の職員のOBを出すからにはそれなりの理由があるんだろうということでございますし、それから天下りをすることによって、OBを出すことによってなれ合いになっては困るんだという御指摘だと思いますので、その点からの回答を申し上げたいと思えます。

チェック機能が働いたかどうかということでございますけれども、消費税につきましてはチェック機能は働かなかったということについてはおっしゃるとおりでございますし、事務局長にそういった指導、そういったものをしていかなければならないと思えます。それから天下りということがいいかどうかにつきましては、当然ながら天下りというのは余りいい慣習ではないと思っております。天下りという言葉が適切かどうかということは別にしまして、私個人の話になってしまうと申し訳ないんですけれども、時間をかしていただいております。

私が社協の事務局長になるときは町を通して請われたわけではございません。前の前会長から直接来てくれということで話があって、ちょっと考えさせてくれということで行ったものでございます。それで、自分が事務局長といった中で本来は事務局長はプロパーからというか組織内から出たりするのが本来であろうと思っていますので後輩について指導してきたんですけれども、本人の意思がなかなか曲がらなかったということがあってなかなか事務局長をプロパーから上げるということができませんでした。今後ともそういったことにつきましては話をしながら、人事交流はこちらから出すだけではなく必要な人材については交互交流みたいなものを考えていければと思っていますので、その事案事案によって、あるいは時代時代によって考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 3つ目の社協への今後のてこ入れの話、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 社協さんのほうで今回の件につきまして税理士さんと相談した上で対応しているようでございます。今後も含めて税理士さん、それから会計士さん、そういった方に相談しながら、もしくは依頼しながらという形でやっていただけるようにアドバイスしていきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。先に安倍議員、残り2つありましたので安倍議員からお願いします。

○7番（安倍敏彦君） 5問と言いましたけれども、先ほど回答が1問少なかったのも追加をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） では、3問簡潔にお願いします。

○7番（安倍敏彦君） それで、その追加の件なんですが、先ほど公営住宅入居被害被災者見守り事業、これについての回答がなかったのも先ほど被災者支援訪問活動事業と同じくの中で質問したんですが、308万円。ごめんなさい。31年度は311万8,000円でした。令和2年も311万2,000円の計上されていますけれども、その中に消費税は含まれていないのかということと、あと2つ言います。そのほかにこれは課税非課税と同じだと思いますが、今回このリストの中に指定管理者のあさひ園が含まれておりません。町内の中では指定管理者は3社ほどであると認識しております。そこであさひ園の契約については消費税は込みか込みでないかの契約内容を伺うものであります。あともう1つ、今回の消費税の未納については昨年4月ごろからわかったと聞いております。それで、社会福祉協議会が8月24日に納付をしたということですが、私たち初めて10月29日に初めて知ったわけでございます。そして、それを本日1週間しかないところで調査して分析して問題点を洗い出してそれでこの1週間で700万

円を大金を払ってくださいというものについて私たち余りにも調査の日数が少なかったので、なぜそういった状況報告をしなかったのかと同時に先ほどから社協の貸借対照表、何か財務諸表を見ていないような気がするんです。それで700万円ほどの大金を払うのに社協のそういった財政の貸借対照表を見ないでそういったものを判断するのはどうかと思ひまして、これを貸借対照表を確認したかどうかの確認をお願いします。

○議長（岡崎正憲君） まず、1問目。分かりますか。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） すみません。災害公営住宅のほうの関連の委託の部分、基本的には同じ考えです。元年度分については消費税が入っていない、2年度の分については含めた契約になっています。予算的な内容についてはほぼ同額でございますが、内容を精査して必要な部分を要求しておりますのでその予算に押し込めたとかそういうことではなく、そこは内容を調整して必要な分を要求させていただいたということでございます。

2点目のほう、関連してあさひ園の部分につきましては消費税法の第6条の中で非課税事業という扱いになっておりますので、その分は非課税でございます。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、財政課長ですか。

○財政課長（安達正彦君） 社協さんのほうの貸借対照表等財務諸表を見ているのかということですが、補助金の申請の際に決算書、それから予算書等々は確認しております。通常の簿記による貸借対照表、損益計算書等々が確認できております。先ほども申し上げましたけれども、手持ち資金の中での対応ということでこちらは今回のものを対応したということでございます。その中で対応できる状況だったと理解しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは議会に情報を相談するのが遅れたのではないかと話でございます。確かにもう少し時間があればこの案件について深く理解いただけたのではないかと思います。それは思いますけれども、ただ、今回につきましては12月に出す方法もあったということはそのとおりでございます。ただ、今回は早めに項目出し、そういったものも国との関係もありますし出しておいたほうが良いということで、議員さんに対しては理解をすぐに理解してくれという、強いてしまいましたことについてはおわびを申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 再質問ですけれども、1問目。それでは疑うわけではございませんけれども、見積書の写しをひとつ。写しを提出をお願いします。それで了解しました。

○議長（岡崎正憲君） 今の2問目の質問ですね。副町長。

○副町長（平山良一君） 契約書の話だと思いますので、仕様そういったものについては資料として出せるものについては出したいと思いますので、写しを出したいと。要するに、事業の内容がどうなのかということで確認したいということでございますよね。そのようにさせていただきますので。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 2問目については了解しました。あさひ園については了解しました。

3番目ですが、決算書、補助金精算のときに決算書を提出してもらっているとありますけれども、でも今問題になっているのは今現在8月現在でお金があるかないかということだと思うんです。それで、私も貸借対照表を見てみたら28年、29年、30年、今現在は分かりません。約流動資産が2,000万円ほどあるんです、2,000万円。そのほかに固定費としてさっき言った積立金が1,700万円。1,700万円の中からその700万円払っているわけです。そうすると4年間2,000万円残ってそこから700万円払うと常に1,000万円は残っているという計算式の成り立ちです。したがって、今緊迫した資金状況かということとまた違うと思うので、その辺の確認をきちんと財務諸表で見ているのかどうかの確認です。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） お答えをしたいと思います。確かに判断をする際に資金繰りがどうかということを確認するというのは必要だったかとは思いますが、ただ、他団体であるということで遠慮があったということも事実でございますので、その辺、今後は必要があればそういった財務状況についても確認をとるということは必要になってくるかと思っておりますので、その辺については反省をさせていただきたいと思っております。あと、資金繰りにつきましてはその年度の資金繰りがどうかということがありますので、幾らぐらい持っていれば資金繰りが可能か、人件費等々、あるいは事業費の支払い、そういったものを考えますと1,000万円とかというお金は持っていたほうがいいのか。これは安倍議員さんなどもよく御存じかと思うんですけれども、そういった形で資金繰りは必要ではないかと、資金繰りとしては1,000万円とかそういった金は持っていなければならないのではないかと思いますし、それから700万円とかそういった部分については、基金の部分についてはヒマワリ基金とかある個人がこういった社会福祉に何とか使ってほしいということで寄附されたものとかそういったものが入っているのが基金だと思いますので、だから基金として積み立てたものを消費税のためにというのはなかなか下しにくい。だから、一時的にだとしてれば一時借入などを起こしても資金繰りしようかと

いう話があったと思います。そういった話を聞いたものですから、一借とかそういったことをするのであれば町でできるだけ早めに対応しようかなということでも落ち着いたということでございます。御理解をいただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 他団体だから入れない、七ヶ浜は社協に毎年2,000万円高の補助金を補助金として入れているわけです。ですから、そういったものは調査すべきですし、また、今回我々は調査する期間というのは1週間しかなかった。そうすると12月の定例会議まで25日間なんです。その中で25日間の中で今12月の予定ですけども、その25日間を待てなかったのかという気がしますけれども、その辺、再度もう一回お願いします。

○議長（岡崎正憲君） 質疑として今、よろしいですか。答えますか。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 当初の説明でも申し上げましたとおり、本来消費税というのは消費者が支払うものだ。それは法律上決まっている部分です。今回委託した発注者ということで町ということなので、町が消費を受けた。当然町が支払わなければならない。その大原則から言ったら社協さんが一般社団法人とかそういう部分ではなく契約した一事業者として考えた場合に、そういったものが既に支払われました、そういったものが出てきた場合に損害賠償請求なり何なりというのが出てくる可能性もあります。そのためには支払ったのであれば早急にそれを補填してあげるというのが町としての立場だと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、残り3問。

○12番（歌川 渡君） 私の視力の衰えか見間違いで4点でありました。

質問内容は16ページ、前者と同一の関わりで16ページ。款3 民生費項1 社会福祉費目社会福祉総務費の中の18節区分負担金補助及び交付金の中の773万6,000円町社会福祉協議会補助金への追加について4点ほど質疑させていただきたいと思います。

まず第1点目は10月29日の議会全員協議会及び先ほどの財政課の提案説明でもありました会計監査、会計検査というのがどこのどのような組織機関なのか説明を伺いたいというのが1点目。

2点目、今回の納税内訳と納税額773万5,100円とこれについてと納税期間5年分となっておりますが、社会福祉協議会全体への全滞納額がいつごろから発生して納税額が幾らだったのか、消費税が幾らだったのか説明させていただきたいと思います。当然、遡っての今回5年間の計上だと思えますけれども、過去の部分がどれだけあったのか、その部分についての資料と説明を求め

たいと思います。

3点目です。10月29日議会全員協議会の説明では消費税滞納額に関わる加算税額と一般的に理解すると20%と理解しているところですが、説明で課税額が5%に税務署との関係で話し合いで5%になったということが説明されました。それに伴う5%となった法的根拠と税務署からのその5%にしますという決定通知的な書面というのがあるのかどうか。あれば提出を求めたいと思います。

4点目はこの事件案件はインターネットでも既に社会福祉協議会における消費税事業として及び消費税法等でも課税なのか非課税なのかというのがもう一般的認識、情報がとれる状況に既になっているんです。だから、私でも社会福祉法人の課税事業、非課税事業がどういう事業なのかというのがわかるようになっているので、その点、私は法的な実務の認識不足するだけで処理できるものなのかどうか。それまで関わった町の責任として関わった方が何らかの処分対応というのが必要あってもあるべきかと思いますが、その点、当局の対応について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 会計検査ということですがけれども、これは国の会計検査院で復興事業についてということでソフト事業、そちらの部分での会計検査でありました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目の、長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 今回質問の答えに直接答えるわけではないんですが、今年の8月24日に社協が申告書を税務署に提出しまして納付しました。それは5年間分、平成27年度分からの5年間分を納付しました。今回時間軸で言いますと平成24年度から課税事業を実際結果としてやっていたということでございます。ですので、消費税の課税事業者の要件としましては前々年の事業が1,000万円を超えるということになりますので、実際には平成26年度分から課税事業者であったと思われます。ただ、平成26年度分については既に税の賦課権の5年間を経過しておりますので、その分は時効ということでございますので、そういったものだとということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 3点目、そのままどうぞ。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 加算税の部分の今回結局5%ということで、先ほどの8月24日に申告した際に税務署に提出した際に5%ということでございます。なぜ5%かという話でございますが、これは税務署と社協さんでやりとり、あるいはそこに税理士さんが入った中での調整でございますが、5%になる場合というのは無申告加算税というのがございまして、この

場合が5%になって、当然悪質な場合とか偽装とかの場合によっては最大40%というのがありますが、今回は5%が適応されたと同っています。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 書面の関係という話は、それに関する書面がないのかという話。どうぞ。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） これは申告書を出してそこでのやりとりの中で5%を納めたということでございますので、この5%になりますというのは特になかったと同っています。申告書を出した際に調整で5%分を納めたということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 4問目、認識不足に関する認識です。副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私が答弁を申し上げたいと思います。

消費税、法律ができたときから見ているんですけども、できた当時はどれが非課税、どれが賦課税で事業ごとにこれだあれだということがなかなか分かりにくいものがありました。今もですけども、入札そういったことをやる時点でいろいろな事業について新しい事業が出てきた場合には確認をとりながらやっていくということしか方法はございません。時代が変わっていろいろな形の委託事業だったりソフト事業だったりのそういったものが出てきているものですから、全て同じ形で消費税が課税されるかどうかということについては現実的には案件ごとに税務署に問い合わせをしてということと契約を結んでいるということとでございますので、御理解をいただきたい。それからそういったことでもありましたし、国からの通達、そういったものを誤解があったかどうかあれなんですけれども、そういったこともあってそういう解釈をしたということでございますので、私としては職員にその責はどうかということについては注意は申し上げますけれども責任を取れということについては私はできないかと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、1問目から。

○12番（歌川 渡君） まず再質問させていただきます。

まず第1点目の会計検査、国の機関であるということですけども、これは毎年行われているのかどうか、その点。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） こちらについては随時になります。それから宮城県に来るといってもその中でまた市町村ごと随時という形になりますので、どのタイミングでというのはこちらでもつかみづらいというところとございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 随時ということではありますが、前回来られたのはいつなのかどうか。



- 議長（岡崎正憲君） 分かれば。財政課長。
- 財政課長（安達正彦君） 前回というかここ最近では昨年、令和元年度ということでございます。以上です。
- 議長（岡崎正憲君） 歌川議員、2問目。
- 12番（歌川 渡君） そうすると、これ見ると令和元年度ですよ、来たのが。だから、私聞いているのは令和元年度が……。
- 議長（岡崎正憲君） 3問を過ぎていますが。3回過ぎています。
- 12番（歌川 渡君） いやいや、1つの答えじゃないですか。随時来ているということが私今回のこの前来た令和元年度来たことで発覚したんでしょう。発覚というか、ごめん、言葉大変失礼です。
- 議長（岡崎正憲君） 3回終わっていますので打ち切ってください。随時検査ということで3回目が昨年度だったということで答えています。2問目に移してください。5年以前分です。
- 12番（歌川 渡君） 2問目ですね。要するに、平成26年からということでありました。当然そこは時効ということですが、当局としてはその金額消費税については社協からとの確認はされているのか。確認されているのであれば金額について説明を求めたいと思います。
- 議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。
- 長寿社会課長（遠藤裕一君） これは先ほど説明した平成2年8月24日に社協が申告書を出した時点で納める部分が平成27年度からになったと聞いておりますので平成26年分だと思うんですけども、この分についてどうかというのは何もない、消費税は納めていないということでございます。
- 議長（岡崎正憲君） 歌川議員、分かりましたか。歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 要するに、別に社協からは26年度はこのぐらい納めて大変だったんだ、それは時効だけでもその分についても支払ってもらえないかという話もなかったということで理解してよろしいですね。
- 議長（岡崎正憲君） 副町長。
- 副町長（平山良一君） そういう要望はございません、依頼はございませんでした。
- 議長（岡崎正憲君） 3問目、お願いします。
- 12番（歌川 渡君） 3点目ですね。改めてこの5%については要するに無申告だった、要するに知らなかったから5%になったんだということで理解していいのかどうか。ですよ、結果的には申請していないことだから。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） そのとおりでございます。その中身を知らなかったということでみずから言ったということで5%になったということです。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 4点目、この総額的には770万円、町民に対してきちんとした理解が得られるかどうかというのは私も分かりませんが、そういう点ではこういう事業というのは私は担当する事務職員の認識不足と私捉えざるを得ない。そこでのそれに対する社協への迷惑をかけてしまった、そういうところでは町として何らかの責任なり対応がすべきではなかったのかと思って質問させていただきました。答弁は結構でございます。

○議長（岡崎正憲君） 分かりました。

ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番日本共産党の歌川 渡です。議案第54号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）に反対する立場から討論いたします。

反対の主な理由は、先日開催された議会全員協議会で当局から説明されたこの5年間における町と社会福祉協議会との事業契約した金額に算出されなかった消費税額分に関わる約773万5,100円を町福祉協議会補助金として補正予算に計上されたことであります。この事件については今回の質疑でも議会議員への十分な説明、了承等がされたとは認知されていない状況であります。今補正予算には同事件額分を除いた補正予算額の提出と十分な説明等を得てから同事業事件分の歳出再提出を求めることもさきの全員協議会で行いました。この部分への当局の対応がなされなかったため、今補正について反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に賛成討論ありませんか。佐藤梶信議員。

○11番（佐藤梶信君） 議案第54号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で討論をいたします。

ただいま町社会福祉協議会補助金を含んだ反対討論がありましたが、先日の全員協議会で補助に至った経緯の説明を受けたところですが、町と社協側において認識不足の感があったものの会計検査に課税事業ではないかとの指導を受けた上で課税義務があり本来町で支払う額であるとの結論となりました。町と社協側との契約書には非課税事業の認識から消費税は入っておりませんでした。課税事業と見なされる以上は事業に消費税は含んでいなくても納税義務は

発生しますので、今回の補助への追加は致し方ないものであり社協側に委託している町の事業についても被災地域の高齢者支援、公営住宅見守り相談など町の現状において必要不可欠な事業と考えられます。また、今回の補正には高校生に対する就職支援事業、汐見小体育館トイレ改修工事など町の将来を担うべき子供たちを対象にした予算も計上されております。今後の町当局の業務においてはなお一層慎重を期していただきまして、成功されることを申し述べて賛成討論といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○9番（渡邊 淳君） 議案54号の賛成の立場で発言させていただきます。

今回の行政ミスということで理解するんですが、国税の判断でも8か月も判断で時間がかかるということで非常に迷う事案であるということでありました。それが1つ。それから先ほど財政のほうからも説明ありましたように、契約の相手の損害ということを考えると早急な措置が必要だったというのも理解しております。ただ、当然賛成という立場でございますので、ただ予算措置の問題だけではなくほかの問題も露呈したというのが今回だと思いますので、身近に3点ほどでまとめさせていただきましたので発言させていただきます。

まず基金の中からということで、基金が本来ならば目的を持った基金ということなのでそこで苦渋の選択で消費税を捻出したような形になっています。非常に厳しい言い方をしますけれども、それが寄附なのか何か分かりませんが、例えば寄附だとしてその基金に対しては寄附をされた方の背信行為ということにとらざるを得ないのではないかと。そういった行為をしたということを反省していただくんですが、寄附をされた方の意思をついで新規の事業、これは寄附をされたということは恐らく社会貢献に対しての話でございますので、収益的自主事業というものを早速展開に入らないといけないのではないかと。そういったものをこの機に、もしそれができないのであればこの機にこの社会福祉協議会というのはなくしてしまっただけで直営事業にしたほうがいい。自主事業を寄附もありお金もあるのであれば多少それはいろいろ金の大小はありますけれども早くその辺の結論を速やかにつけるべきではないかということもまず1つ。行政の強い推進力というものを発揮すべきだと。

それから2点目は行政と協議会の依存状態なんですが、やはり両輪ということであると思います。協議会は協議会、行政は行政という考え方でそういった考え方をすることであればいい関係にはならない。まずいい関係にならなくて、いい関係を維持できない。このような考え方をしているのであれば協議会の人事交流のありようを変えるべきだ。このような非常に難しい判断なので行政等のコンタクト、一応密にして解決策に向かう必要があると思いますが、やや

もすると隠蔽体質になる。ですから、非常に高潔な判断ができる人材が必要で、全員協議会の中には人事交流の話をさせていただきましたけれども、人材不足だという話はありませんが、人材育成論ということでひとつ進めるべきだと思います。

あと、最後に会計処理、いろいろ願います税理処理をお願いするんでしょうけれども、みずからただすという向上心と向学心、これがない。これを補うような会計処理を行政としても促す必要があると思います。

一応賛成の立場でこの3点を、今回は附帯という形ではありませんけれども言い方としてはそういう言い方になっておりますので、あとは今後私ども、私だけでとは言いませんけれども、議員としてはこういった附帯の条件ではないんですが意見というものを述べさせていただいたような形で今後とも進めさせていただこうかと思っていますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって11会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は明日11月6日から12月28日までの53日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、本定例会は明日11月6日から12月28日までの53日間を休会することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時10分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年11月5日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員